

Q 11

子どもたちが命を軽んじることばを使っている。

子どもたちが相手を傷つけることばを平気で使っていることがあります。
子ども同士の何気ない会話から、いじめや暴力に発展するということもあります。

A1 会話は、子ども同士の関係、学級の状態の反映です。

子どもが命を軽んじることばを使ったら、その場でそれは相手を傷つけることばであることを伝え、やめさせることが必要です。その上で、ことばの問題だけではなく、そのようなことばが生まれる背景をとらえることが大切です。ことばの背景には、子どもの不安、不満、心の痛みなどが隠されていることもあります。また、子ども同士の関係にいじめや暴力の前兆となる力関係があるのかもしれませんが、子どもの様子、子どもたちの関係をしっかりと見るのが大切です。

A2 命の大切さについて学習をしましょう。

大切なことは、一人ひとりの子どもが、「生きる喜び」「かけがえのない命」「命のつながり」を心から実感することです。

そのために、さまざまな体験活動を通して、まず子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、自分を大切に思う気持ち「自尊感情」をもてるようにしなければなりません。そして、他者の存在に思いをはせたり共感したりする中で生まれた感動や思いを、周囲の子どもたちと共有することが大切です。

A3 ことばを大切にす言語環境を整えましょう。

国語科や他の教科などの授業をはじめ、学校教育活動全般において、「ことば」を意識して指導しましょう。言語環境は、あらゆる人間関係の基盤であり、学習の基礎です。また、読書活動の推進など、学級、学校の言語環境を整えましょう。

〈ポイント〉

子どもたちは、教職員の言動から影響を受けやすいものです。教職員自身も言動に気をつけましょう。自分自身が気づかないところで子どもを傷つけているかもしれません。自分の言動を一度じっくり振り返ってみましょう。

★CHECK①★

「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために ーいじめ防止指針ー」

(大阪府教育委員会 平成 18〔2006〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/seishi/ijime-1.html>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/seishi/ijime-2.html>

いじめはいろいろな形で現れます。ことばによるいじめは、身体を傷つけることはありませんが、それ以上に精神的にダメージを与えることもあります。ことばによるいじめの兆候があれば、軽く考えずにすぐに対処してください。この資料には、いじめを早期に発見するポイントが示されています。

★CHECK②★

「わたし聴いてほしいねん！」(大阪府教育委員会 平成 16〔2004〕年9月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/siryuu/index.html>

子どもからの声を聴き、それを学校教育と家庭教育に生かすヒントが示されています。「小・中学校のみなさんへ インターネットを利用するときの約束！！」も掲載されています。

★CHECK③★

「情報モラル指導資料」(大阪府教育委員会 平成 19〔2007〕年3月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/kakusyu/moral_informe.html

電子メールや掲示板の利用に関して、「情報発信の責任」という項目をあげて説明しています。また、「個人情報扱い方」という項目で個人情報保護とプライバシー侵害について解説しています。

★CHECK④★

①「OSAKA人権教育ABC—人権学習プログラム—」(大阪府教育センター 平成 19〔2007〕年3月)

人権学習を推進する上での視点と、人権教育の内容と方法を整理し、学校の取組を踏まえた人権学習プログラム集です。特にA章1では、いのちの大切さに気づき「自分」を好きになるさまざまな取組、A章3では感情を受けとめ表現し、コントロールする力を養うプログラムが紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3—集団づくり [探究編]—」(大阪府教育センター 平成 21〔2009〕年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2—集団づくり [基礎編]—」にまとめたことを発展させています。特に、第9章では、集団づくりはすべての教育活動を通して取り組むという観点から、行事や児童会・生徒会、部活動等を通じた集団づくりについて触れています。学校文化を見直すチェックシートなども紹介しています。

【補足と発展】

情報教育における指導も必要です。子どもの世界で当たり前になっている SNS や無料通話アプリ等は、匿名で通信することができ、意図的でなくても相手に取り返しのつかない心の傷を負わせることもあります。基本的なルールを指導する時間を確保しましょう。また、掲示板などの書き込みで個人名をあげて子どもが誹謗中傷を受けたことが判明したときは、早急に対応することが必要ですので、すぐに他の教職員に相談してください(Q18、Q34 参照)。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 指導に当たっては、一人ひとりの子どもの基本的人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との関係をつくり、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。〔1-(3)-ウ〕
- ◎ 幼児期においては、人権意識や人権感覚形成の基礎である生命の尊さに気づき、自己の存在や他者への共感を大切に育てる態度の育成に重点を置く。〔2-(1)-ア-(ア)〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 人権という言葉は「人」と「権利」という二つの言葉からなっている。人権とは、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」を意味する。したがって、人権とは何かを明確に理解するには、人とはどのような存在なのか、権利とはどのような性質を持つのかなどについて、具体的に考えることが必要となる。人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれている。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれている。このような一つひとつの権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的なものとして連なりあっている。このような諸権利がまとまった全一体系を人権と呼ぶのである。したがって、個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありえない。ただし、今日、全国各地で児童生徒をめぐって生じている様々な事態にかんがみ、人間の生命はまさにかげがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきたい。〔第Ⅰ章－1.－(1)〕
- ◎ 年間指導計画充実のための留意点：各教科では、学習内容や指導方法等から人権教育の目標と結びつく教育活動を見出す。その際、具体的な人権課題に関する学習内容（個別的な視点からの取組）を含む単元等、また、「法の下での平等」、「個人の尊重」、「生命尊重」などに関する学習内容（普遍的な視点からの取組）を含む単元等を設定する。
〔実践編Ⅰ－2.－(2)〕
- ◆ 「生命の大切さに関する教材」として、次の2例が紹介されている。
事例17：外部講師の講話の教材化
事例18：同世代の児童生徒の書いた作品の教材化〔実践編Ⅱ－2.事例17、事例18〕
- ◎ 幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にしている感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要である。〔第Ⅱ章－第2節－3.－(4)〕
- ◎ 学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の活動の展開を図り、児童生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、これらの取組を通じて「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を涵養していくことが重要である。また、このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資することとなると考えられる。
〔第Ⅱ章－第1節－1.－(3)〕
- ◎ 自殺、いじめ、暴力行為などの問題と関連する場合も含め、生命の大切さについての指導を行うに当たっては、できるだけ共に生きる喜びや大切さに気付けるような教材の活用が望まれる。発達段階を踏まえつつ、生きることを肯定するような建設的な内容の教材を選定したい。〔第Ⅱ章－第2節－2.－参考3〕